

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 省略用語例

改 正 後	改 正 前
<p>この通達で使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法 法人税法 令 法人税法施行令 規則 法人税法施行規則 措置法 租税特別措置法 措置法令 租税特別措置法施行令 措置法規則 租税特別措置法施行規則 通則法 国税通則法 通則法令 国税通則法施行令 通則法規則 国税通則法施行規則 耐用年数省令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 基本通達 法人税基本通達 連結基本通達 連結納税基本通達 連結措置法通達 租税特別措置法関係通達（連結納税編） 耐用年数通達 耐用年数の適用等に関する取扱通達</p>	<p>この通達で使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法 法人税法 令 法人税法施行令 規則 法人税法施行規則 措置法 租税特別措置法 措置法令 租税特別措置法施行令 措置法規則 租税特別措置法施行規則 通則法 国税通則法 通則法令 国税通則法施行令 通則法規則 国税通則法施行規則 耐用年数省令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 基本通達 法人税基本通達</p> <p>耐用年数通達 耐用年数の適用等に関する取扱通達</p>